

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)	
地域名 (地域内農業集落名)	豊崎地区 (滝谷、上七崎、下七崎、永福寺)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月7日 (第1回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農業者の平均年齢が67歳と高齢化が進み、中心となる担い手である認定農業者、認定新規就農者等計10経営体が担うほか、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。そのため、今後継続的な農地の利用を維持するためには新規就農者を確保・育成しつつ、地域住民なども含め、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。
地区農業委員・農地利用最適化推進委員が「農業者を支援する会」を立ち上げ、地域内外の認定新規就農者や農業に興味・関心のある方を対象に情報交換や勉強会等定期的に会合を開催し、現在10数名が賛同・参加している。
【地域の基礎的データ】
農家数:156戸(うち販売農家数68戸、自給的農家数88戸)
農業従事者数:179人(うち50歳代以下36人)
団体経営体(法人・集落営農組織等):1経営体
主な作物:水稲、ピーマン、ごぼう、ながいも、にんにく、大豆

(2) 地域における農業の将来の在り方

単一の農業経営ではなく、水稲、ピーマン、ごぼう、ながいも、にんにく、大豆等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。また、「農業者を支援する会」を核として農地の集約化・拡大化を進めていく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	299 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	194 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
豊崎地区の農地利用は、中心となる担い手の認定農業者、認定新規就農者等計10経営体が担うほか、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸借は農地中間管理機構の活用を基本とし、担い手の意向を斟酌しつつ徐々に集約化を進める。また、市農業委員会に比較的大規模な貸借希望があった場合は農地中間管理機構担当部署へ誘導してもらうなど連携し、積極的な活用を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
過去に基盤整備事業の話があったが、立ち消えになった経緯がある。しかしながら、地区農業委員より一部地区において事業を活用したいとの話が出ていることから、今後説明を行う見込。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
地区農業委員・農地利用最適化推進委員が「農業者を支援する会」を立ち上げ、認定新規就農者や農業に興味・関心のある若年者を対象に、情報交換や勉強会等定期的に会合を開催し、現在地区内外から10数名が参加しており、多様な経営体の確保・育成に取り組んでいる。 また、離農農家の未利用農機具のレンタルや再利用について有効活用できないかとの話もあることから、全国の事例等を研究していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
特になし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input checked="" type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①地域での鳥獣害の具体的な対策はなく、各農家で個別対応している。農作物被害があった場合には農作物被害担当部署へ連絡後、捕獲等の希望がある場合は鳥獣害担当部署から鳥獣被害実施隊事務局へ連絡し、罠の設置を行っている。

⑩障害福祉サービス事業所利用者にピーマンの収穫作業をしてもらう等、農福連携に積極的に取り組んでいる。